

令和 7 年 1 月 17 日

独立行政法人酒類総合研究所

台湾へ輸出する酒類の受託分析に係る分析料金改定及び依頼方法変更等に関する重要なお知らせ

日頃より、「台湾へ輸出する酒類の受託分析」をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊所は平成 18 年に台湾で定められた「台湾輸入酒類検査法」に基づき台湾当局が指定した日本国唯一の機関として、書面審査^{※1}の適用に必要な分析書（検査証明書）の発行業務を通じて日本産酒類輸出の一翼を担ってまいりました。

弊所では日本産酒類の輸出促進の観点から、コスト削減・業務効率化に取り組むことで、消費税率の引上げを除き分析料金の維持に努めてまいりました。しかし、近年の分析に使用する資材の価格や分析機器のメンテナンス費用等のより一層の高騰を受け、自助努力だけでは本業務の維持が困難な状況となっております。そこで誠に不本意ではございますが、分析料金を改定いたします。何卒事情をご賢察いただき、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、併せてご依頼者様の利便性向上及び分析書の迅速なご案内のため、これまで郵送等により行っておりました、分析のご依頼から料金のお支払い、分析書の発行までの業務を、インターネット上のサービスに変更させていただきます。

これにより分析依頼時の手間だけでなく、お手元に分析書が届くまでの日数短縮が見込まれます。今後もより一層のサービス向上に努めてまいります所存ですので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日以降は、改定・変更等内容一覧のとおり実施いたします。改定・変更等時期の直前は分析依頼の集中が予想されますので、計画的なご依頼にご協力をお願いいたします。

※1：台湾当局における輸入検査は、全ロット検査、ロット抽出検査又は書面審査によって実施されます。ロット抽出検査の場合、5%程度の割合で台湾当局による引抜検査の実施後、輸入が許可されます。一方、弊所が発行する分析書が添付されている場合、書面審査が適用され、衛生安全上の疑いのある場合等を除き検査の対象外となります。

改定・変更等内容一覧

試料到着日		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降 ^{※2}
分析依頼方法		申込書による依頼	電子申請サービスによる依頼
分析料金のお支払方法	お支払い時期	分析書発行後、請求書払い	電子申請サービスによる依頼時のお支払い
	お支払い方法	銀行振込	・クレジットカード決済 ・コード決済 (PayPay・au PAY) ・コンビニ決済
各分析項目の分析料金	メタノール	7,500円 (消費税込)	12,900円 (消費税込)
	鉛	6,400円 (消費税込)	8,700円 (消費税込)
	二酸化硫黄 ^{※3} (総亜硫酸)	6,100円 (消費税込)	10,700円 (消費税込)
分析書発行媒体		紙面 (公印付)	電磁的記録 (公印付) ^{※4}

※2：令和7年4月1日以降に申込書でご依頼された場合、個別に電子申請サービスによる依頼方法をご案内いたします。

※3：迅速かつ高精度な分析を実施するために、分析方法を「イオンクロマトグラフ法」に変更いたします。当該法は、従来の「通気蒸留・アルカリ滴定法」とは測定原理が異なるため、分析値が多少異なる場合がございます。なお、どちらの分析方法も台湾当局で公告されている方法です。

※4：台湾における輸入時の手続に利用可能であることを、国税庁を通じて台湾当局に確認済みです。

【参考】1点当たりの分析料金目安

商品例 ^{※5}	分析項目	改定前料金	改定後料金
日本酒	・メタノール ・鉛 ・二酸化硫黄	20,000円 (消費税込)	32,300円 (消費税込)
ワイン ビール	・二酸化硫黄	6,100円 (消費税込)	10,700円 (消費税込)
果実酒 (ぶどう以外)	・メタノール ・二酸化硫黄	13,600円 (消費税込)	23,600円 (消費税込)
焼酎	・メタノール	7,500円 (消費税込)	12,900円 (消費税込)
リキュール	・メタノール ・鉛	13,900円 (消費税込)	21,600円 (消費税込)

※5：本表の商品例に対応する分析項目はあくまでも目安であり、台湾当局により保障されたものではありません。詳細は、台湾当局の「タバコ酒管理業務」ホームページ (<https://www.nta.gov.tw/BOTAAA>) のとおりです。

お問合せ先

独立行政法人酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門

T E L : 082-420-0800 (総合案内後「04」)

F A X : 082-420-8045